

令和6年第1回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年1月19日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第1号 令和5年度教育予算の補正（第8号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第2号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第3号 令和6年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 8 議案第4号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第5号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 10 協議事項 (1) 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン（案）について 協議事項資料1
(2) 令和5年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞（案）について 協議事項資料2
- 11 その他

議案第1号

令和5年度教育予算の補正（第8号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和5年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和6年1月19日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

（提案理由）

令和5年度教育予算について、歳出で保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	教育費		2, 956, 382	65, 701	3, 022, 083
	6	保健体育費	588, 997	65, 701	654, 698
		4 学校給食費	433, 386	65, 701	499, 087
	歳	出 合 計	3, 670, 545	65, 701	3, 736, 246

令和5年度 教育予算 第8号補正参考資料

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						2,956,382	65,701	3,022,083	
	6	保健体育費					588,997	65,701	654,698	
		4	学校給食費			合計（9・6・4）	433,386	65,701	499,087	
			一般事務経費			保護者負担の軽減を図るため、3か月分の学校給食費を市が負担することに伴う負担金及び保護者への返還手数料を補正するものである。	104,995	65,701	170,696	学校給食課 学校給食センター

議案第 2 号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和 6 年 1 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第3号

令和6年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

令和6年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年1月19日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

令和6年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるので、本案を提出します。

令和6年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に 基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和6年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

【基本方針３ 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育９年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

【基本方針４ 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生１００年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

【基本方針５ 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

学 校 教 育

【D Xの推進】

G I G Aスクール構想に係る1人1台端末をはじめとしたI C T機器や高速大容量通信ネットワークを最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの更新を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

I C T支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、更なる教育の質の向上に努めます。

【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、学校選択制や指定校変更承諾基準の見直し等について検討し、学校規模の適正化を推進します。

【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、学校施設の照明器具をL E D化することによる省電力化など、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

【安全・安心な教育環境の整備】

登下校時における安全確保、学習活動等における安全対策、学校施設・設備等の安全点検、安全・安心な学校給食の提供、アレルギー疾患への対応等、「学校危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の確立に努めるとともに、感染症対策を含む衛生管理を引き続き行います。

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。

「東京都統一体力テスト体力調査」のデジタル化により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

【心と身体の健康の充実】

子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう「第四期学齢期における歯の健康づくり推進プラン」に基づき、正しい知識と望ましい習慣の確立により児童・生徒の歯と口の健康づくりを推進するとともに、教育活動全体を通じた保健教育の充実を推進します。

【特別支援教育の充実】

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、体制整備を推進します。また、西部地区小学校における特別支援学級（固定学級）の設置に向けて、引き続き開設準備委員会において検討し、開設準備を進めます。

【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

【(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託】

老朽化した市立学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食等を行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供等を行う「(仮称) 防災食育センター」を整備し、小学校学校給食調理等業務の民間委託の実施に向け、準備を進めます。

生涯学習

【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、引き続き家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

また、地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」ともなるよう継続実施するとともに、放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブとの一体型の運営を推進します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や歴史講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。「第二次スポーツ推進計画」に基づき、地域の現状や市民のニーズを的確に捉えながら、生涯スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【図書館運営の充実】

「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動に関する施策を充実させるとともに、電子書籍の充実や学校図書館との利用連携を進め、図書環境の充実を図ります。

議案第4号

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年1月19日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

文書管理システムの稼働に当たり、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会公印規則（昭和 4 5 年武蔵村山市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「に決裁済みの原議書を添えて」を「を持参し、」に改め、同条第 2 項中「、公印使用管理簿（第 5 号様式）に記入し」を削り、「決裁済みの文書に公印押印者の表示を」を「、公印使用簿（第 5 号様式）に記録」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

公 印 使 用 簿

公印年月日	文書番号	公開件名	公印	宛先	通数	押印担当組織	押印担当者

（日本産業規格 A 列 4 番）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市教育委員会公印規則の規定は、令和 6 年 1 月 1 5 日から適用する。

武蔵村山市教育委員会公印規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市教育委員会公印規則	武蔵村山市教育委員会公印規則
昭和45年11月12日教委規則第7号	昭和45年11月12日教委規則第7号
第1条から第10条まで 略 （公印の使用）	第1条から第10条まで 略 （公印の使用）
第11条 公印を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、 押印しようとする文書等 <u>を持参し</u> 、公印管守者の照合を受けなければ ならない。	第11条 公印を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、 押印しようとする文書等 <u>に決裁済みの原議書を添えて</u> 公印管守者の 照合を受けなければならない。
2 前項の規定により照合の結果、公印の押印を適当と認められたと きは、使用者は、当該文書等に明瞭かつ正確に公印を押すとともに <u>、公印使用簿（第5号様式）に記録</u> しなければならない。	2 前項の規定により照合の結果、公印の押印を適当と認められたと きは、使用者は、 <u>、公印使用管理簿（第5号様式）に記入し</u> 、当該 文書等に明瞭かつ正確に公印を押すとともに <u>決裁済みの文書に公印 押印者の表示を</u> しなければならない。
第11条の2から第14条まで 略	第11条の2から第14条まで 略
付 則	付 則
1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年11月3日から 適用する。	1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年11月3日から 適用する。
2 村山町教育委員会公印規程（昭和41年11月1日教委規程第 2号）は、廃止する。	2 村山町教育委員会公印規程（昭和41年11月1日教委規程第 2号）は、廃止する。
別表第1及び別表第2 略	別表第1及び別表第2 略
第1号様式から第4号様式まで 略	第1号様式から第4号様式まで 略

改正案（新）

第5号様式（第11条関係）

公印使用簿

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

現行（旧）

第5号様式(第11条関係)

公印使用管理簿

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

改正案（新）	現行（旧）
第 6 号様式及び第 7 号様式 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市教育委員会公印規則の規定は、令和 6 年 1 月 1 5 日から適用する。</u>	第 6 号様式及び第 7 号様式 略

議案第 5 号

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 6 年 1 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 武蔵村山市立図書館協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和6年1月1日

3 任 期 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで

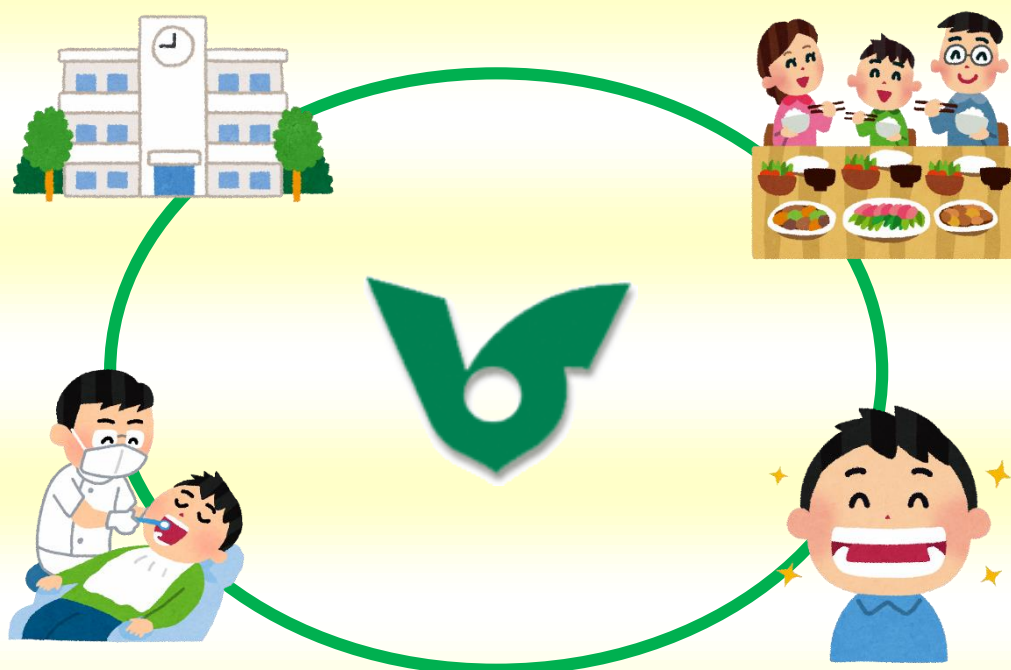
4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
押本 純樹	武蔵村山市本町	学校教育の関係者
飯星 健司	武蔵村山市神明	学校教育の関係者
小野江 隆	武蔵村山市学園	学校教育の関係者
木村 祐子	武蔵村山市本町	家庭教育の向上に資する活動を行う者
吉澤 和泉	武蔵村山市神明	家庭教育の向上に資する活動を行う者
豊泉 良	武蔵村山市岸	家庭教育の向上に資する活動を行う者
高橋 裕子	武蔵村山市三ツ藤	社会教育関係者
木下 千里	武蔵村山市三ツ木	社会教育関係者
森田 明	武蔵村山市三ツ藤	学識経験のある者
山田 義高	武蔵村山市中藤	学識経験のある者

武蔵村山市第四次学齢期における歯の 健康づくり推進プラン（案）

～むし歯ゼロプラン～

（令和6年度～令和10年度）



令和6年3月
武蔵村山市教育委員会



目 次

第1章 プラン策定の趣旨について

1	計画策定の背景と目的（子供と歯を取り巻く環境など）	1
2	計画の位置付け（市の各種計画との整合）	2
3	計画の期間	2
4	計画の目標	3

第2章 これまでの武蔵村山市の取組について

1	教育委員会の取組事例紹介	4
2	歯科医師会の取組事例紹介	4
3	未就学児に対しての取組事例紹介	5
4	小・中学校の取組事例紹介	5

第3章 現状及び課題について

1	統計から見る現状	7
2	アンケート結果から見る現状	10
3	現状から見えてくる課題	16

第4章 数値目標及び取り組むべき施策について

1	数値目標	18
2	取り組むべき施策	18
3	重点的に取り組むべき施策	21

資料編

1	武蔵村山市の中学1年生の1人平均むし歯数の推移	25
2	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）	26
3	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）	28
4	武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合	29
5	アンケート概要	30
6	「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」応募状況	31

第1章 プラン策定の趣旨について

1 計画策定の背景と目的（子供と歯を取り巻く環境など）

子供が心身ともに健やかに育つことは、社会全体の願いであり、わが国の将来を見据える上で、健康づくりを進めていくことが重要です。そして、健康は、人が自己実現を図るための資源であると同時に、人と人の集まりである社会全体が活力を生み出していくための資源でもあります。

学校は、心身の発育・発達の段階にある子供が、教育を通じて人格を形成していく場であると同時に、健康づくりの基礎的な素養が培われる重要な場でもあります。

人の生涯にわたる健康づくりは、乳児期のように自らの健康がおおむね保護者の手に委ねられ管理されている「他律的健康づくり」の時期から、幼児期、学齢期を経験して、成人期以降の自らの思考・判断による意思決定や行動選択による「自律的健康づくり」へと移行していかなければなりません。

歯と口の健康づくりは、鏡を見れば自分で観察することができ、また、食生活を整えることや正しいブラッシング等によりむし歯のない歯を維持することができるため、自律的な取組の結果が自分自身で実感できます。

学齢期は健康課題を自律的に解決することを学ぶ大切な時期であります。

そこで、教育委員会では、武蔵村山市歯科医師会や学校など関係機関と連携して「むし歯のない子供たち」を増やすために、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を策定し、給食後の歯磨きの実施など新たな施策に取り組んできました。

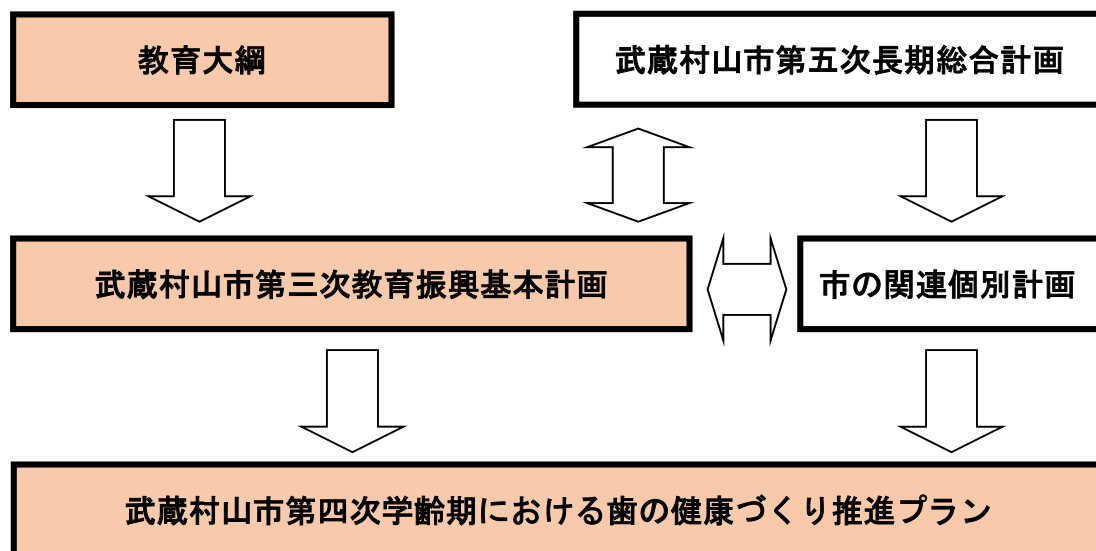
この度、計画期間が令和5年度をもって満了することに伴い、子供たちの歯の健康について効果的な取組を行うため、保護者への歯の健康に関するアンケート調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの新たなプランを策定しました。

～むし歯に関するプランの歴史～

期間	プラン名
平成25年度～平成27年度	武蔵村山市むし歯ゼロプラン
平成28年度～平成30年度	武蔵村山市第二次学齢期における歯の健康づくり推進プラン
平成31年度～令和5年度	武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン
令和6年度～令和10年度	武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン

2 計画の位置付け（市の各種計画との整合）

本計画は、武蔵村山市第三次教育振興基本計画の基本施策である「健康な身体や体力を育む教育の推進」を図り、学齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とします。また、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しを行うこととします。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
期間					

4 計画の目標

生涯を通じて豊かな食生活を送り、肉体的、精神的、社会的に健康で文化的な生活を保ち続けるには、歯や口の健康とともに、食生活や生活習慣など、ライフステージ全体に目を向けた視点が必要です。

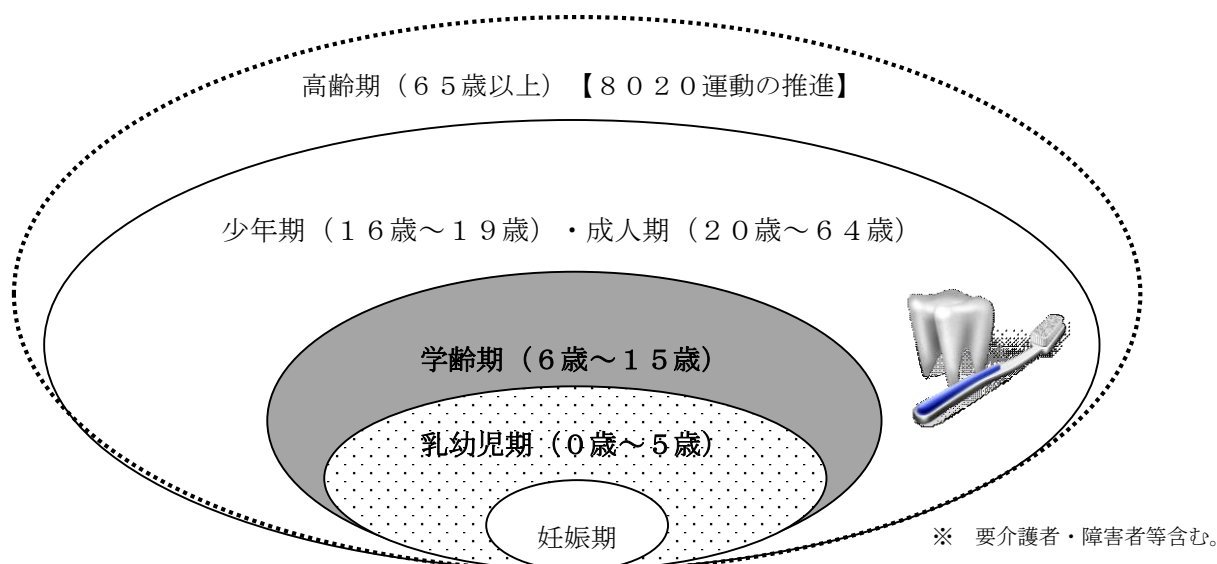
『武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン』の目標

むし歯ゼロ・つよい歯・しろい歯・げんきな歯

～むし歯になると自然にはなおいません～

教育委員会では、上記の目標を実現するため、妊娠期、乳幼児期、学齢期、少年・成人、高齢期の5つのライフステージのうち、学齢期の子供たちへの取組を中心として、現状と課題を整理して「学校」、「歯科医師会」、「教育委員会」が課題解決のために取り組むべき施策内容を定め、推進していきます。また、乳幼児期から歯の健康に関心をもってもらうため、保護者への啓発も実施します。

『武蔵村山市学齢期における歯の健康づくり推進プラン』の体系及び対象



8020運動（ハチマルニイマル運動）

80歳になっても自分の歯を20本以上残そう！

小さいころから歯を大事にしていれば健康に一生を過ごせるよ！



第2章 これまでの武蔵村山市の取組について

1 教育委員会の取組事例紹介

施策名	概要
むし歯ゼロプランに基づく各取組への支援	各校で実施する歯科保健指導等における必要な消耗品（染め出し綿棒、歯鏡等）の購入や、歯科衛生士の派遣を行う。
むし歯ゼロリーフレット（下敷き）の児童への配布	小学校に入学する児童及びその保護者に対し、歯に関するリーフレット（下敷き）を配布し、歯磨きの大切さやむし歯予防についての啓発を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールの受賞作品」の展示	公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」において受賞した作品を、市役所1階ロビーに展示する。

2 歯科医師会の取組事例紹介

施策名	概要
むし歯ゼロプランにおける学校への支援	各校で実施する歯科保健指導等に従事する歯科衛生士の配置を行う。
無料歯科健診の実施	市民を対象に、無料で歯科健診、ブラッシング指導及び結果説明を行う。また、3歳から12歳までの子供にフッ素塗布を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」、「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」の審査	公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」、「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」に提出する作品の審査を行う。

コラム 自分の歯は全部で何本？

成人の歯は智歯（親知らず）も入れて**32本**です。

高齢になると自分の歯の本数が少なくなるのは、むし歯と歯周病が主な要因です。

歯は食事や歯磨きなど生活習慣と関わっています。食べた歯を磨く習慣をつけましょう。

3 未就学児に対しての取組事例紹介

施策名	概要
保育所・幼稚園歯みがき指導（歯科講話及び歯磨き指導）	園児を対象に歯や口の大切さを伝え、歯磨き指導や口の体操を実施する。
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月児を対象に歯科健診の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
2歳児歯科健康診査	2歳児を対象に歯科健診、フッ素塗布の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
3歳児歯科健康診査	3歳児を対象に歯科健診の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
乳幼児歯科健康診査（ビーバー歯科健康診査）	0歳から就学前までの乳幼児を対象に歯科健診、フッ素塗布の実施及びその保護者を対象に歯科保健指導を行う。
乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）	10か月から1歳6か月までの乳幼児と保護者を対象にむし歯予防や上手にかむこと、飲み込むことを伝え、仕上げ磨きの練習を行う。

4 小・中学校の取組事例紹介

施策名	概要・実績等
歯科健診後の再受診勧奨	4～6月に実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後未受診者に対して受診勧奨を行う。
保健だよりの発行	学校が定期的に発行する保健だよりに歯に関する情報を掲載し、啓発を行う。
学校保健委員会における歯の健康課題の解決に向けた協議	学校管理職、養護教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等で構成される学校保健委員会において、自校の歯の健康課題を把握するとともに課題解決に向けた協議を行い、具体的な解決策に対する評価・改善を行う。
「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募	児童・生徒に対して、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募を促進する。

施策名	概要・実績等
歯科保健指導の実施	歯磨きの大切さを知ることや、正しい歯磨き方法を習得するために、染め出し綿棒を使用したブラッシング指導を行う。
歯科講話	学校歯科医が、児童・生徒に対して歯の健康に関する啓発を行う。
秋の臨時歯科健康診断	4～6月に実施される定期歯科健康診断の結果、未処置者の割合が高い学校について学校歯科医と連携し、健康診断を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募	児童・生徒に対して、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募を促進する。

コラム むし歯はどうしてなるの？

むし歯は、歯垢（プラーク）中の細菌が糖분을栄養にして作り出した酸によって歯がとけていく病気です。口の中にはたくさんの細菌がいて、その中にはむし歯の原因となるストレプトコッカス・ミュータンス菌もいます。

- ① ミュータンス菌は、食べ物の中の糖分をもとにネバネバした物質を作り、歯に強くくっついて、どんどん増えていきます。これが歯垢です。
- ② 歯垢の中のミュータンス菌は、食べ物の中の糖분을栄養にして、酸を作ります。
- ③ この酸によって、歯のエナメル質中のカルシウムやリンなどのミネラル成分が溶け出し、歯がスカスカになります。
- ④ 進行すると、歯に穴が開き、ひどいむし歯になってしまいます。

※ 穴が開いたむし歯は自然に元に戻りませんので、歯科医院で治してもらう必要があります。

口の中に「細菌」と「糖分」がある状態が長時間続くとむし歯になるリスクが高まります。おやつはダラダラと食べずに、時間や回数を決め、砂糖が多く入っているものの食べ過ぎに気をつけましょう。

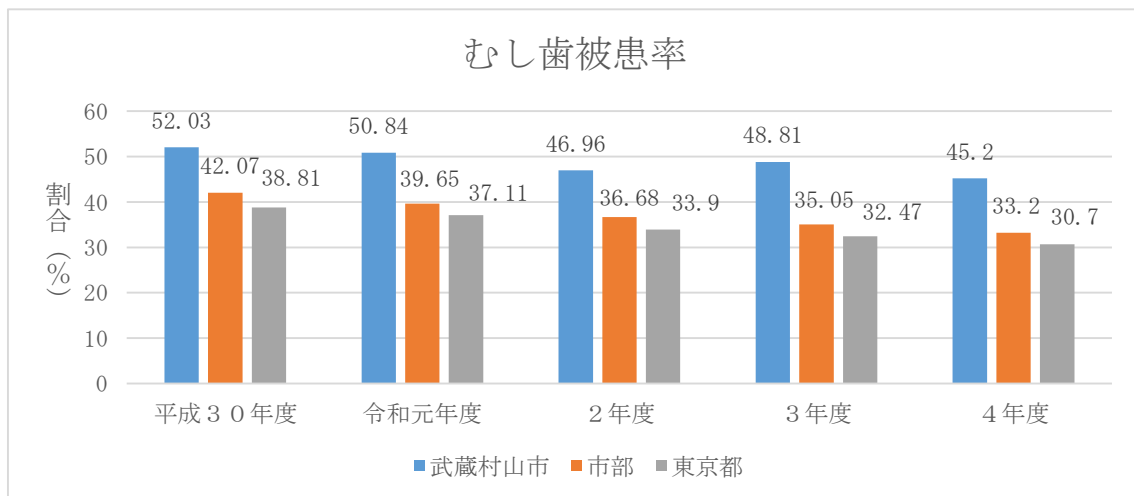
第3章 現状及び課題について

1 統計から見る現状

(1) 小学生

ア むし歯被患率（むし歯になったことのある児童の割合）

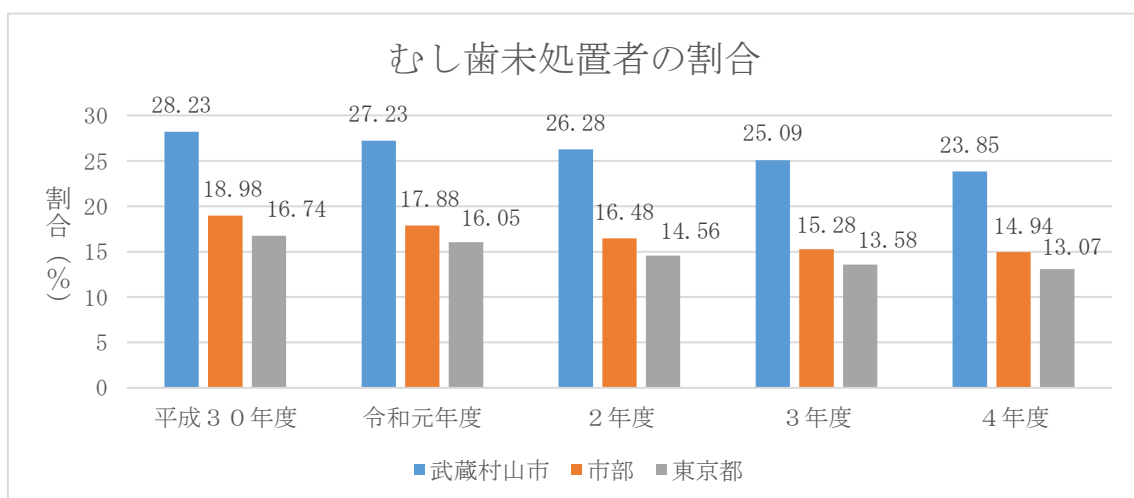
むし歯になったことがある児童の割合は、45.2%（令和4年度）であり、市部平均（33.2%）及び東京都平均（30.7%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

イ むし歯未処置者の割合

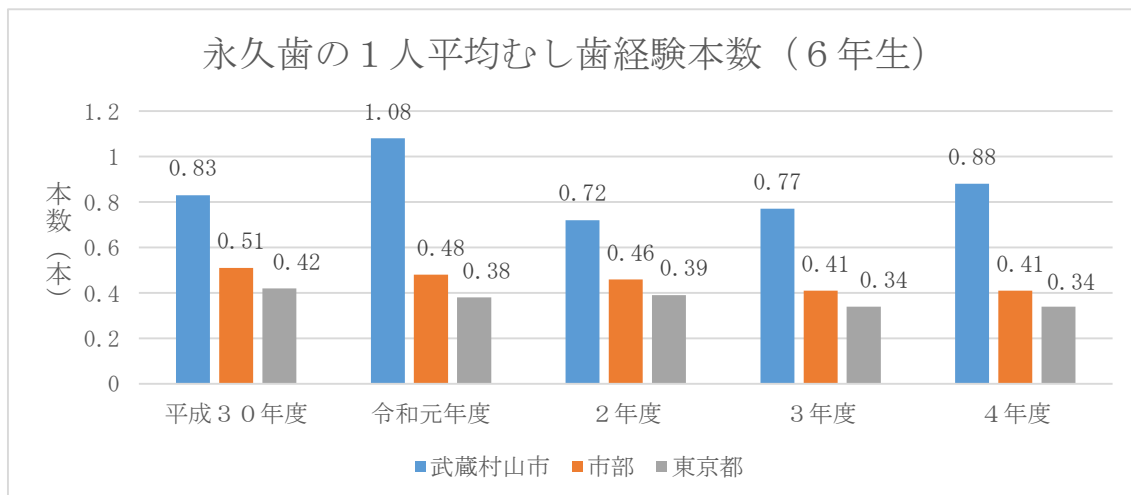
むし歯を処置していない児童の割合は、23.85%（令和4年度）であり、市部平均（14.94%）及び東京都平均（13.07%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

ウ 永久歯の1人平均むし歯経験本数（6年生）

永久歯の1人平均むし歯経験本数は、0.88本（令和4年度）となっており、市部平均（0.41本）及び東京都平均（0.34本）を大きく上回る状況です。この本数は、26市中25位となっています。

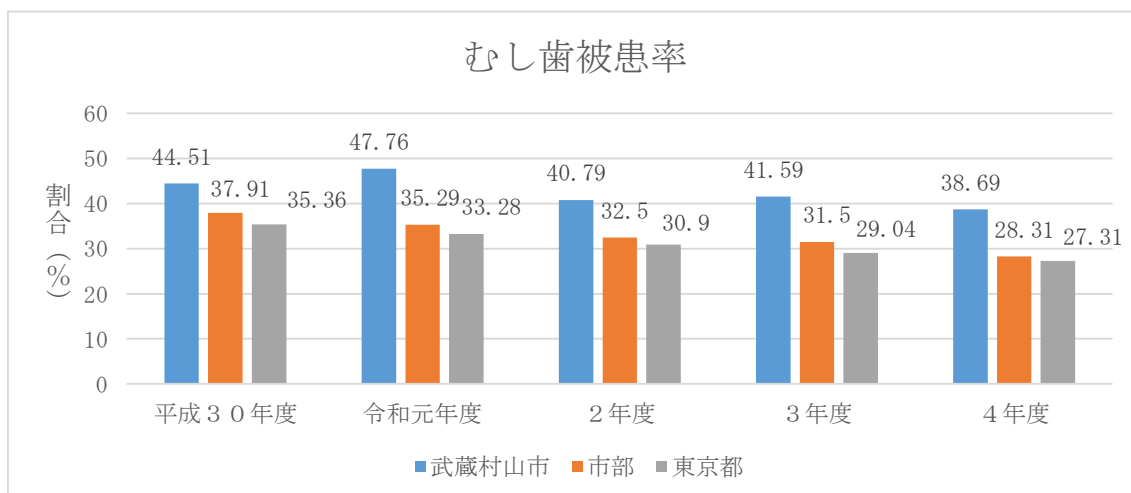


出典：東京都学校保健統計書

(2) 中学生

ア むし歯被患率（むし歯になったことのある生徒の割合）

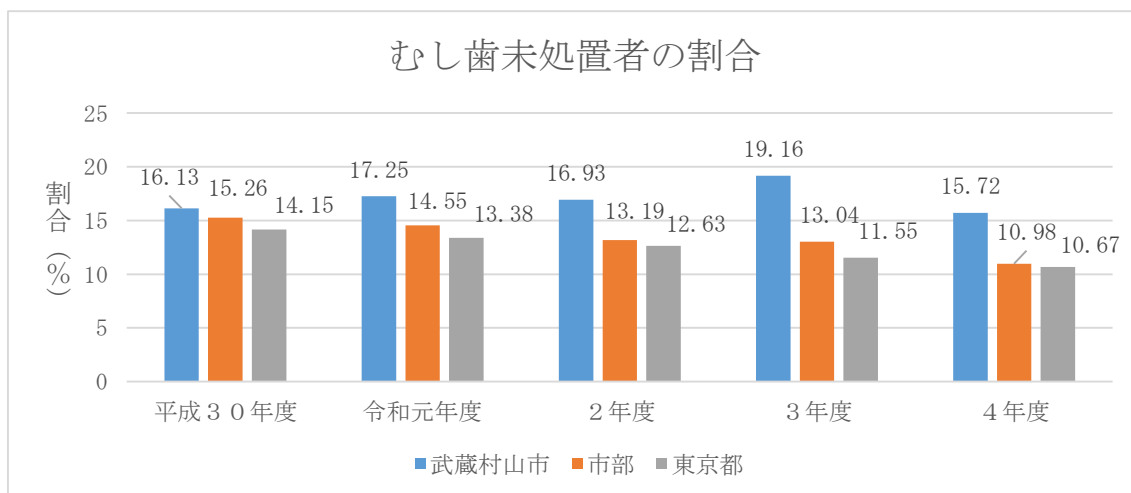
むし歯になったことがある生徒の割合は、38.69%（令和4年度）であり、市部平均（28.31%）及び東京都平均（27.31%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中23位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

イ むし歯未処置者の割合

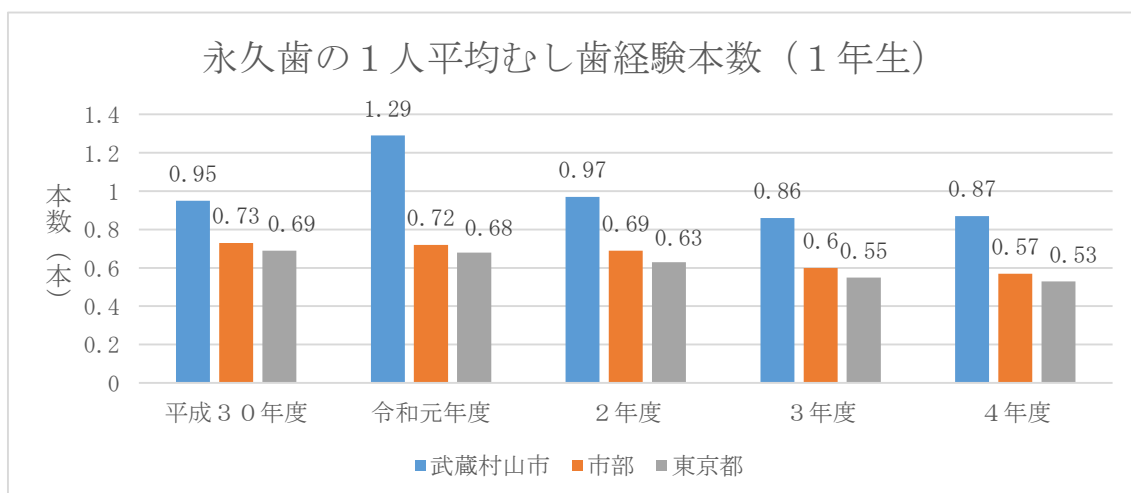
むし歯を処置していない生徒の割合は、15.72%（令和4年度）であり、市部平均（10.98%）及び東京都平均（10.67%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

ウ 永久歯の1人平均むし歯経験本数（1年生）

永久歯の1人平均むし歯経験本数は、0.87本（令和4年度）となっており、市部平均（0.57本）及び東京都平均（0.53本）を大きく上回る状況です。この本数は、26市中25位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

2 アンケート結果から見る現状

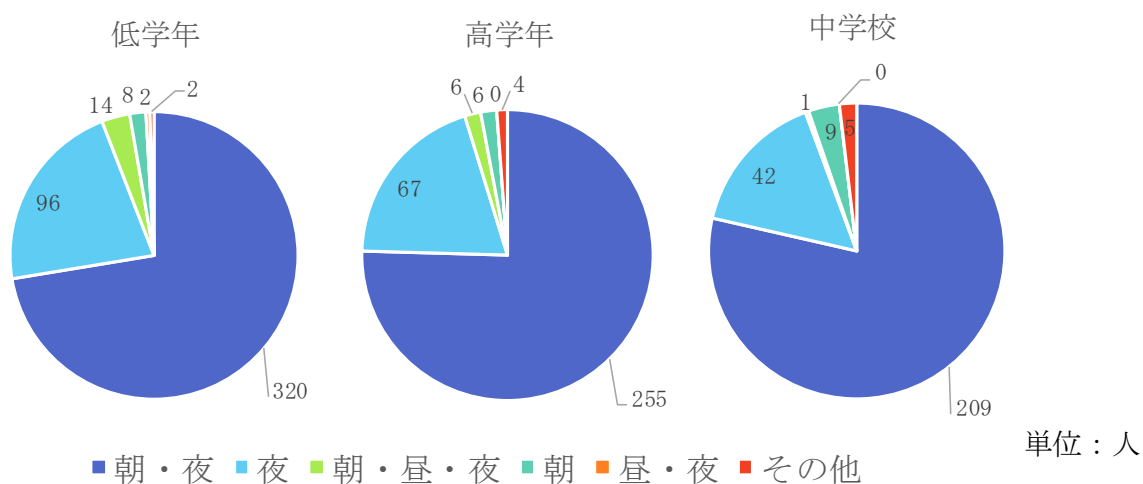
市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者を対象に、歯や口の健康に関する意識や子どもの歯磨きの回数などについてのアンケート調査を行いました。

アンケートの回答人数は、小学校低学年（小学校1～3年生）441人、小学校高学年（小学校4～6年生）338人、中学校266人の合計1,045人です。

(1) お子様は、いつ歯を磨きますか。

毎食後磨いている子は約2%であり、ほとんどの子が朝昼夜の食後に磨いていません。また、朝又は夜の一日一回しか磨かない子が約21.8%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
朝・夜	320	72.56	255	75.44	209	78.57
夜	96	21.77	67	19.82	42	15.79
朝・昼・夜	14	3.17	6	1.78	1	0.38
朝	8	1.81	6	1.78	9	3.38
昼・夜	2	0.45	0	0.00	0	0.00
その他	2	0.45	4	1.18	5	1.88



コラム 日本での初めての歯ブラシ

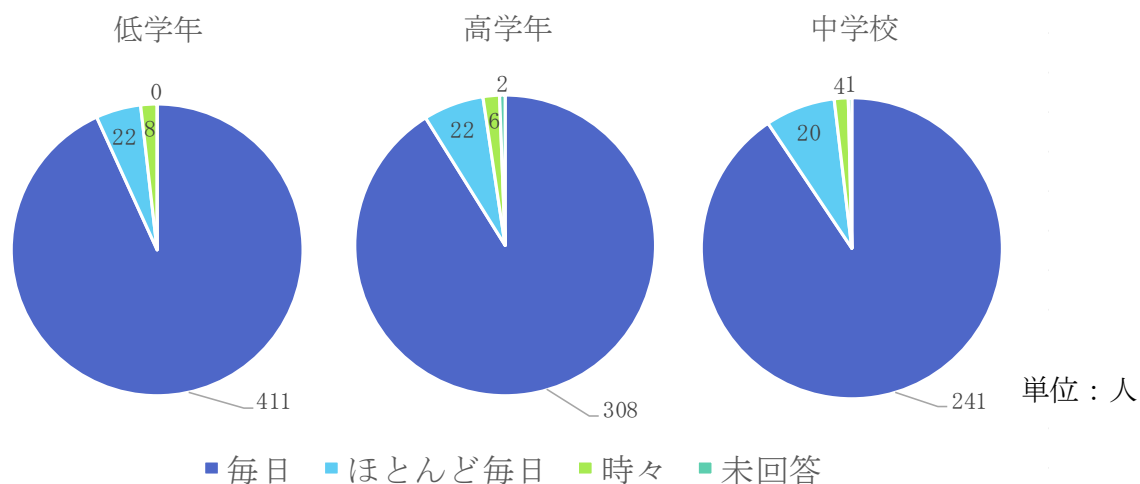
日本での初めての歯ブラシは、明治5年、鯨の髯（ひげ）を柄にして馬毛を植えた鯨楊枝です。これは西洋の歯ブラシをまねたものです。その後、竹の柄に豚毛を植えた竹楊枝、大正期にはセルロイド柄の歯ブラシで歯を磨く行為を行っていました。

参考：「いい歯は毎日を元気にプロジェクト」

(2) お子様の歯磨きの頻度はどのくらいですか。

約 91.9%の割合で、どの学年の子も毎日磨いています。しかし、時々しか磨かない子が、約 1.7%います。

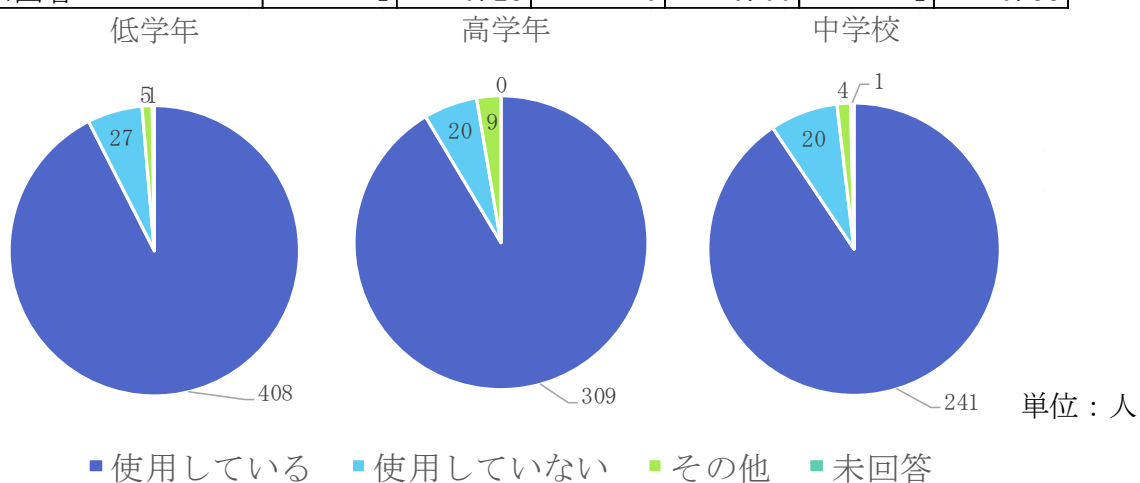
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
毎日	411	93.20	308	91.12	241	90.60
ほとんど毎日	22	4.99	22	6.51	20	7.52
時々	8	1.81	6	1.78	4	1.50
未回答	0	0.00	2	0.59	1	0.38



(3) お子様は、歯磨き粉を使用していますか。

約 91.7%の割合で、どの学年の子も毎日歯磨き粉を使用しています。しかし、約 6.4%の子は歯磨き粉を使用していません。

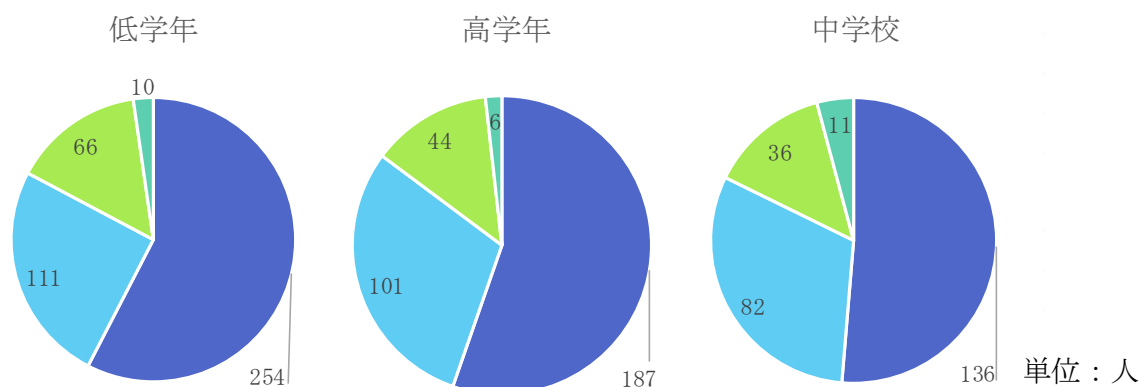
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
使用している	408	92.52	309	91.42	241	90.60
使用していない	27	6.12	20	5.92	20	7.52
その他	5	1.13	9	2.66	4	1.50
未回答	1	0.23	0	0.00	1	0.38



(4) お子様は、甘い飲み物を摂取しますか。

約 55.2%の割合でどの学年の子も時々飲んでおり、毎日飲むという子は約 28.1%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
時々飲む	254	57.60	187	55.33	136	51.13
毎日飲む	111	25.17	101	29.88	82	30.83
あまり飲まない	66	14.97	44	13.02	36	13.53
飲まない	10	2.27	6	1.78	11	4.14

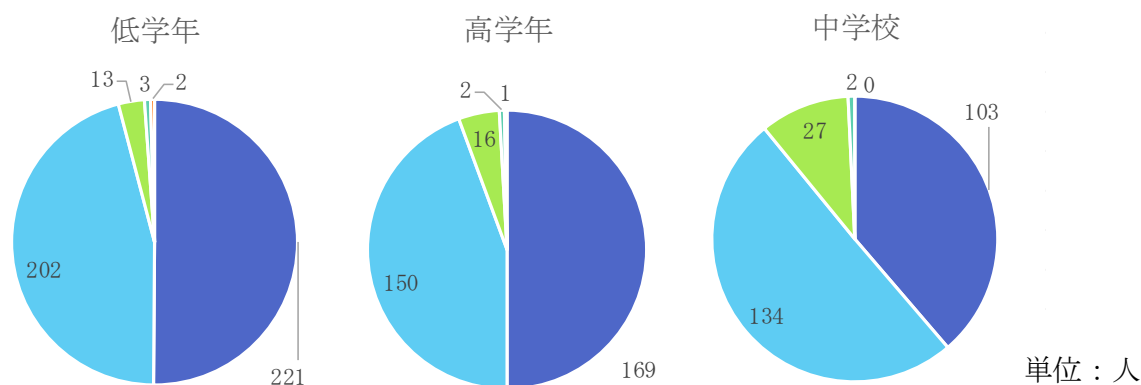


■時々飲む ■毎日飲む ■あまり飲まない ■飲まない

(5) お子様は、甘いお菓子を摂取しますか。

小学生は約 50.1%、中学生では約 38.7%の子が毎日甘いお菓子を食べており、時々食べるという子は小学生では約 45.2%、中学生では約 50.3%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
毎日食べる	221	50.11	169	50.00	103	38.72
時々食べる	202	45.80	150	44.38	134	50.38
あまり食べない	13	2.95	16	4.73	27	10.15
食べない	3	0.68	2	0.59	2	0.75
未回答	2	0.45	1	0.30	0	0.00

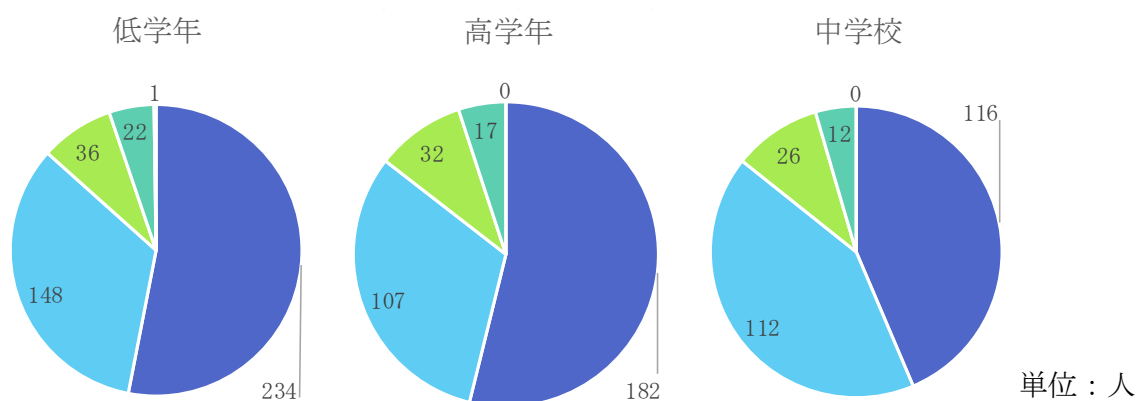


■毎日食べる ■時々食べる ■あまり食べない ■食べない ■未回答

(6) お子様は、歯科医院へはどんな時に行きますか。

定期的に歯科医院に行くという子が小学生では約 53.4%、中学生では約 43.6%となっていますが、歯が痛くなった時に行くという子が約 9%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
定期的に行く	234	53.06	182	53.85	116	43.61
歯科健診でお知らせをもらった時	148	33.56	107	31.66	112	42.11
歯が痛くなった時	36	8.16	32	9.47	26	9.77
その他	22	4.99	17	5.03	12	4.51
未回答	1	0.23	0	0.00	0	0.00

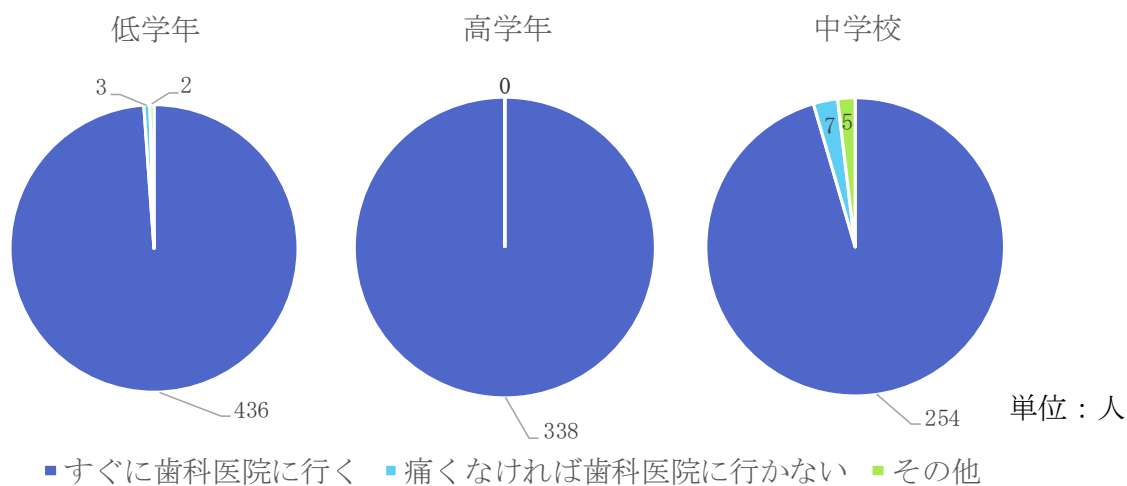


■ 定期的に行く ■ 歯科健診でお知らせをもらった時 ■ 歯が痛くなった時 ■ その他 ■ 未回答

(7) お子様の歯に、むし歯ができたと言われたらどうしますか。

ほとんどの子が、すぐに歯科医院へ行くと回答しましたが、中学生では痛くなければ行かないという子が約 2.6%います。

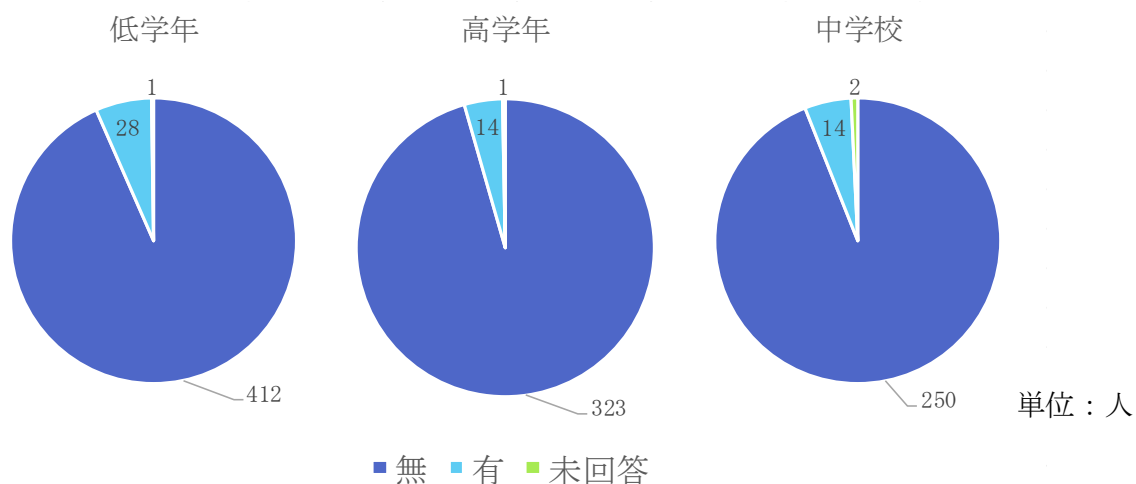
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
すぐに歯科医院に行く	436	98.87	338	100.00	254	95.49
痛くなければ歯科医院に行かない	3	0.68	0	0.00	7	2.63
その他	2	0.45	0	0.00	5	1.88



■ すぐに歯科医院に行く ■ 痛くなければ歯科医院に行かない ■ その他

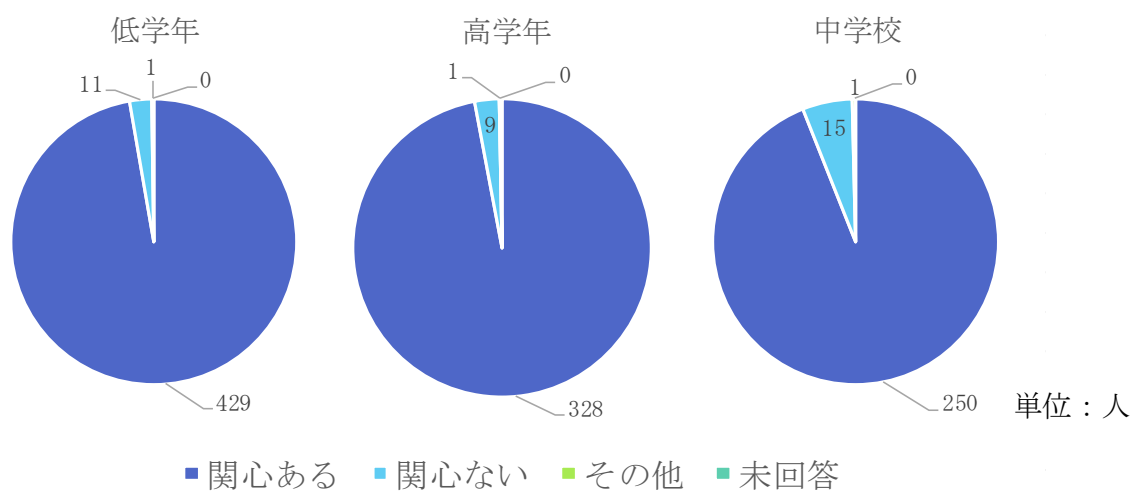
- (8) お子様に、治療していない歯はありますか。
治療していない歯がある子が約 5.4%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
無	412	93.42	323	95.56	250	93.98
有	28	6.35	14	4.14	14	5.26
未回答	1	0.23	1	0.30	2	0.75



- (9) 保護者様は口や歯の健康に関心がありますか。
小学校では約 2.6%、中学校では約 5.6%の保護者が関心がありませんでした。

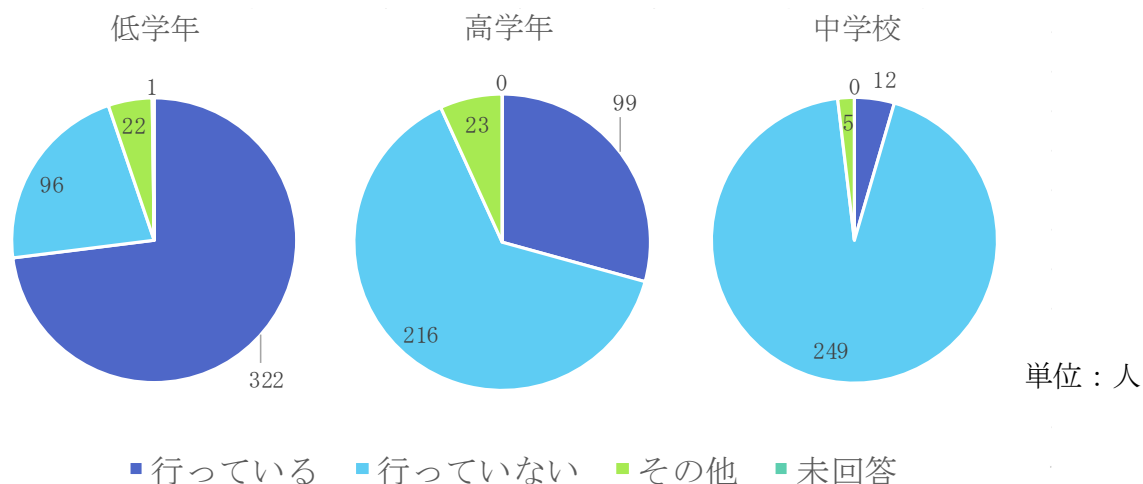
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
関心ある	429	97.28	328	97.04	250	93.98
関心ない	11	2.49	9	2.66	15	5.64
その他	1	0.23	0	0.00	1	0.38
未回答	0	0.00	1	0.30	0	0.00



(10) 保護者様によるお子様の歯磨き仕上げを行っていますか。

低学年では約 73%の保護者が行っていますが、学年が上がっていくにつれて仕上げ磨きを行っていない保護者の割合が増加しています。

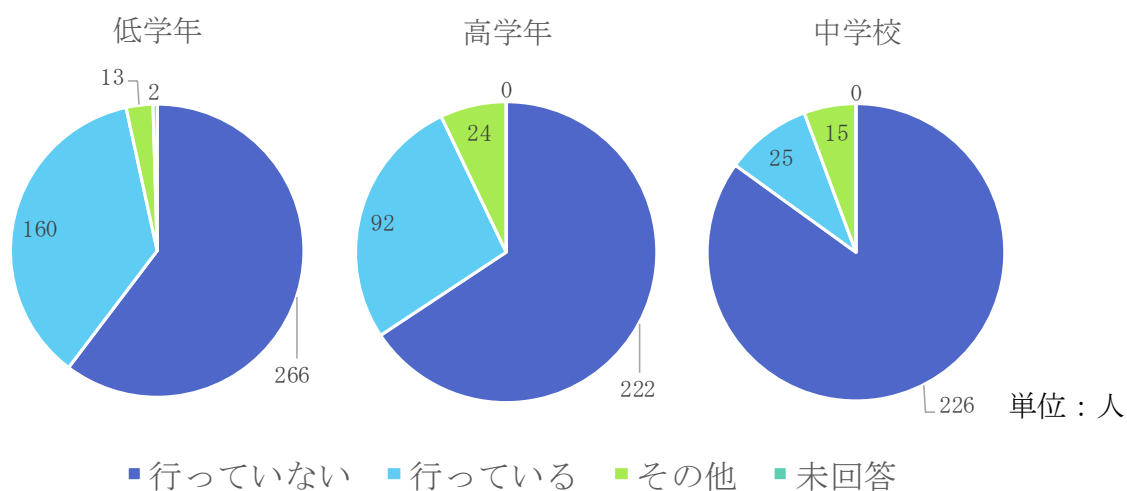
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
行っている	322	73.02	99	29.29	12	4.51
行っていない	96	21.77	216	63.91	249	93.61
その他	22	4.99	23	6.80	5	1.88
未回答	1	0.23	0	0.00	0	0.00



(11) 保護者様が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、お子様の歯間部の清掃を行っていますか。

低学年では約 36.3%の保護者が行っていますが、学年が上がっていくにつれて行っていない保護者の割合が増加しています。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
行っていない	266	60.32	222	65.68	226	84.96
行っている	160	36.28	92	27.22	25	9.40
その他	13	2.95	24	7.10	15	5.64
未回答	2	0.45	0	0.00	0	0.00



3 現状から見えてくる課題

統計及びアンケート結果から、以下のような課題が見えてきます。

(1) むし歯被患率が高く、永久歯の1人平均むし歯経験本数も多い

統計から、本市の児童・生徒のむし歯被患率及び永久歯の1人平均むし歯経験本数が、東京都平均及び市部平均と比較して、大きく上回っていることがわかります。

原因として、4点挙げられます。

1点目は、子どもが正しいブラッシング方法を知らないことです。歯磨きはむし歯予防において大切な方法のひとつであるため、正しく歯磨きを行うことで一定のむし歯予防効果があります。

2点目は、歯磨きをする際、歯磨き粉を使用しない子が約6.4%いることです。フッ化物配合歯磨剤のむし歯予防効果は、使用しなかった時と比較して、むし歯になる確率がおおむね24%減少するため、使用することにより、むし歯の予防が期待できます。

3点目は、甘いお菓子及び飲み物を毎日又は時々摂取している子が多数いることです。砂糖はむし歯のリスク・ファクターのひとつであり、摂取方法によってむし歯の発症に影響を与えることがあります。

4点目は、定期的に歯科医院に行っている子が約半数しかおらず、歯が痛くなってから行く子が約9%いることです。歯科衛生士による頻回（2週間に1回）の専門的歯面清掃法によってむし歯や歯肉炎が著しく減少するため、定期的に歯科医院に行くことが推奨されます。

(2) むし歯未処置者の割合が高い

統計から、むし歯未処置者の割合が、東京都平均及び市部平均と比較して、大きく上回っていることがわかります。

むし歯を治療せずに放置してしまうと、進行して痛みが増すばかりでなく、治療が大変になることや、治療ができなくなってしまう可能性があります。

原因として、アンケート結果から、子どもの歯の健康に関心のない保護者が一定数いることが挙げられます。歯の健康に関しては、幼少期・学齢期の頃は保護者の意識がとても重要です。よって保護者の意識付けをすることが望まれます。

(3) 歯や口の健康に関する意識が低い傾向がある

アンケート結果から、(2)で挙げたとおり、子どもの歯の健康に関心のない保護者が一定数いることがわかります。保護者が子どもの歯の健康に関心がないと、必然的に子ども自身も歯の健康に関心をもたなくなる可能性が高まります。

また、仕上げ磨きを実施している保護者の割合は以下の表のように年を重ねるごとに減少しており、1年生においても実施率は約84%となっています。仕上げ磨きは、永久歯が生えそろう12歳頃まで行った方がよいとされていますので、実施率の向上が望まれます。保護者が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、子の歯間部の清掃を行っている割合も、どの学年においても低いです。歯間ブラシは、特にむし歯になりやすい歯と歯の間の清潔を保つことがとても重要であるため、保護者が子どもに対して使用することが望まれます。

仕上げ磨き実施率（小学校）

学年	実施者数	アンケート回答者数	割合
1年	154	184	83.70
2年	97	127	76.38
3年	73	130	56.15
4年	58	126	46.03
5年	24	108	22.22
6年	17	104	16.35

コラム お口の補助清掃道具はどれを使えばいいの？

歯ブラシだけによる清掃は、歯の表裏や噛み合わせの清掃には非常に有効であるものの、歯と歯の間の清掃には十分な効果はありません。

そこで、隙間のある歯間部清掃には、歯間ブラシが便利です。

また、歯間ブラシが入らない場合には、デンタルフロスを使うのがベストです。

第4章 数値目標及び取り組むべき施策について

1 数値目標

目標指数	参照	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	参考数値 (令和4年度)
小学生の未処置 者率の減少	学校保健 統計調査	23.85%	15.5%	国 17.83% 都 13.07%
中学生の未処置 者率の減少	〃	15.72%	14%	国 11.91% 都 10.67%
12歳児（中学 1年生）のDMF 歯数の減少	〃	0.87本	0.65本	国 0.58本 都 0.53本
むし歯のない1 2歳児（中学1 年生）の割合の 増加	〃	61.98%	70%	国 73.43% 都 74.78%

※ DMF歯数：永久歯のむし歯経験本数が一人当たり何本あるかを示すもの。

2 取り組むべき施策

(1) むし歯及び歯周疾患の予防対策の推進

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	歯科保健指導	むし歯予防、歯周病予防において、歯磨きが重要であることを理解させ、染め出し液等を用いてブラッシング指導を行い、正しい歯磨きの仕方を身につけさせる。	2回／年度 (全校)
継続	給食後の歯磨きの促進	給食後に歯磨きができる環境づくりを促進し、児童・生徒が自ら歯と口腔の健康づくりに意欲的に取り組む意識を育む。	促進(全校)
新規	定期的な歯科医院の受診勧奨	定期的な歯科医院への受診を促すチラシ等の作成・配布を行い、保護者に対して、定期的に歯科医院を受診することの大切さを意識付ける。	1回／年度 (全校)

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
新規	GIGA 端末等による啓発	日本歯科医師会が作成している歯の磨き方に関する動画を配信し、仕上げ磨きの重要性を周知する。	2 回／年度
新規	全国小学生歯みがき大会への参加	公益財団法人ライオン歯科衛生研究所主催の全国小学生歯みがき大会への参加及び参加促進を行い、効果的な歯磨きの方法について学ぶ。	5 校以上／年度

(2) 児童・生徒及び保護者に対する歯科疾患に関する知識の啓発

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	歯科講話	歯の大切さを理解し、自律的に歯の健康を管理する意識を育む。	1 回／年度 (全校)
継続	学校保健委員会の活用	自校の歯の健康課題を把握し、学校保健委員会において課題解決に向けた協議を行い、具体的な解決策を実施し、評価・改善を行う。	1 回／年度 (全校)
継続	「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への参加	歯や口の健康づくりを通して生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与することを目的として、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募促進及び受賞作品の展示を行う。	50 作品以上／年度
継続	「歯の作文」「歯・口の健康啓発標語コンクール」への参加	児童・生徒が学校や家庭、さらに社会から得られた知識や体験を通して歯科保健の様々な課題について思考を深めることを目的として、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯の作文」、「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募の促進を図る。	促進(全校)

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	食育に関する事業	食を通した歯や口の健康づくりや望ましい生活習慣の形成を通して、歯と口の健康についての啓発に努める。	1回／年度 (全校)
継続	リーフレットの配布	小学校に入学予定の児童及び保護者に対して、リーフレット（下敷き）を配布し、歯磨きの大切さやむし歯予防について啓発を行う。	新入生に配布（全校）
継続	保健だよりの活用	各校で発行している保健だよりに歯に関する記事を掲載し、児童・生徒に対して啓発や意識付けを行う。	1回／年度 (全校)
新規	未就学児の保護者に対する啓発	未就学児の保護者に対して、小学校及び中学校でのむし歯被患率等の現状について周知することで、歯の健康に対して関心をもってもらう。	1回／年度
新規	間食の方法等の啓発	むし歯を作りにくい間食の食べ方や、歯に良いおやつなどを保護者等に対して周知する。	1回／年度

(3) 歯科健診後の効果的かつ継続的な事後措置の推進

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	秋の臨時歯科健康診断	4～6月に実施する定期歯科健診の結果、未処置者の割合が高い学校について学校歯科医と連携し、健康診断を行う。	7校以上／年度
継続	就学援助（医療費）の周知	健康診断でう歯（むし歯）の受診指導があった場合、就学援助を受給している世帯では無料で指定医療機関にて受診できることを周知し、未処置者の減少を図る。	1回／年度
継続	未受診者に対する受診勧奨	4～6月に実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後、未受診者に対して再度受診勧奨を行う。	1回／年度

(4) その他

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
新規	東京都学校歯科保健優良校表彰への応募	東京都学校歯科医会・東京都学校保健会が主催する「東京都学校歯科保健優良校表彰」への応募及び応募促進を行い、学校における歯の健康課題を把握する。	全校

3 重点的に取り組むべき施策

(1) 歯科保健指導（染め出し）によるブラッシング指導

前章で挙げたとおり、本市の児童・生徒のむし歯被患率及び永久歯の1人平均むし歯経験本数は、東京都平均及び市部平均と比較して大きく上回っており、その原因の一つが、子どもが正しいブラッシング方法を知らないことでした。

歯磨きは歯面からプラークを機械的に除去することを目的とした予防法であるため、むし歯予防には必要不可欠です。しかしながら、正しいブラッシングを知らないまま歯磨きを行うだけでは、磨き残しが発生し、その部分にプラークがたまってしまい、結果的にむし歯になってしまいます。

そこで、染め出し液等を使用し、むし歯や歯周病の原因となるプラーク（歯垢）を染め出し、磨き残しやすい部分を把握する等、普段の磨き方の課題に気づかせるとともに、正しいブラッシング法を身につけさせます。

この歯科保健指導によるブラッシング指導を重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年2回実施することを目標に取り組んでいきます。

(2) 歯科講話の実施

前章にて、歯や口の健康に関する意識が低い傾向があることが課題の一つとして挙げられました。歯や口の健康に関する意識が低いと、むし歯になってしまうだけでなく、様々な病気（歯周病や不正咬合等）になってしまいます。

そこで、児童・生徒に対して学校歯科医による歯の健康に関する講話を行うことで、歯の大切さを理解し、自律的に歯の健康を管理する意識を育ませます。

この歯科講話の実施も、歯科保健指導によるブラッシング指導同様、重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年1回実施することを目標に取り組んでいきます。

(3) 未受診者に対する受診勧奨

前章にて、むし歯未処置者の割合が高いことが課題の一つとして挙げられました。目標に掲げているとおり、むし歯は自然に治ることはなく、必ず歯科医院に通院し、治療する必要があります。むし歯を放置すると、欠損や障害が蓄積し、結果として歯の喪失に繋がる可能性があるため、食生活や社会生活等に支障をきたしてしまうこともあり、全身の健康に影響を与えてしまいます。

そこで、4月から6月までに実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後、未受診者に対して再度受診勧奨を行うことで、重症化を防ぎ、むし歯を治癒させ、児童・生徒の歯の健康を保ちます。

この未受診者に対する受診勧奨を重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年1回通知を出し、毎年9月末に家庭から治療経過を提出していただくことを目標に取り組んでいきます。

コラム 歯磨きをしないで眠ると むし歯になるの？

寝ている間は唾液の分泌量がほとんどなく、汚れをつけたまま寝るとむし歯になりやすくなります。

寝る前に歯を磨く習慣をつけましょう。

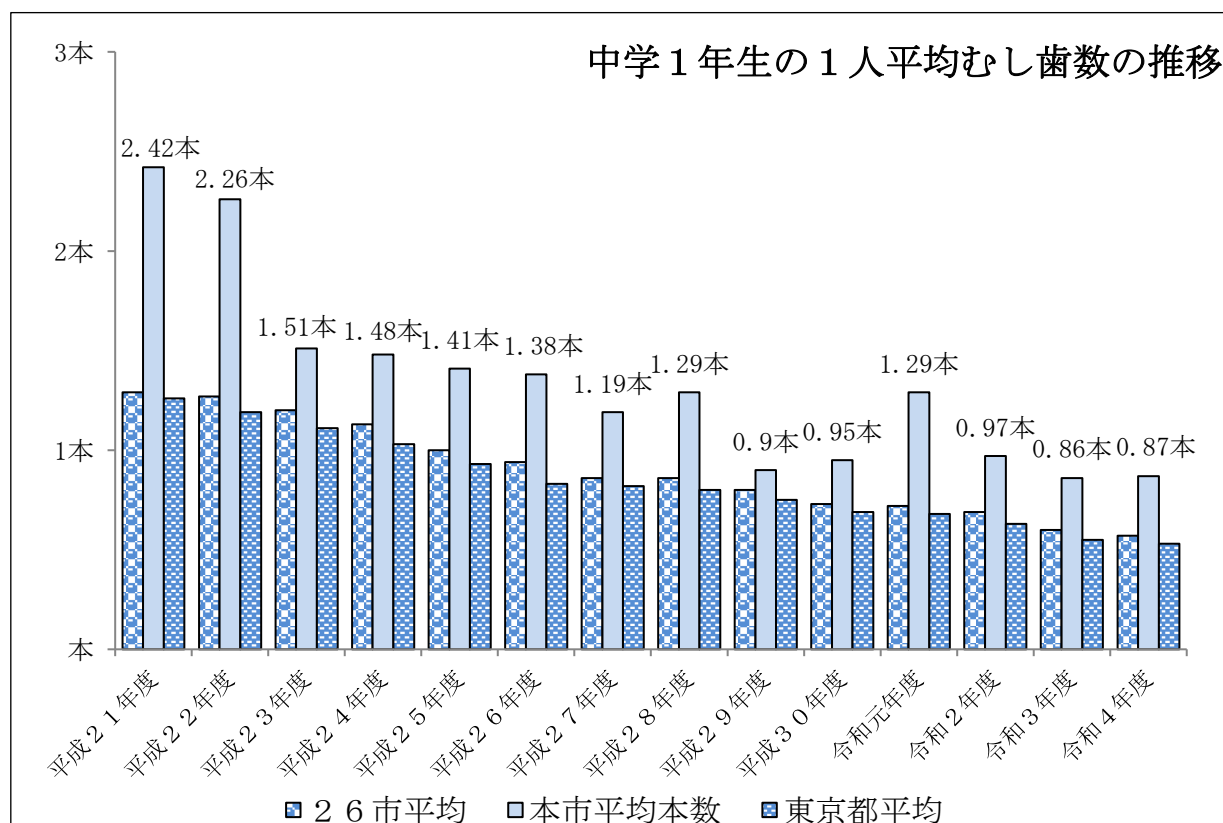
資料編

1	武蔵村山市の中学1年生の1人平均むし歯数の推移	… 25
2	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）	… 26
3	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）	… 28
4	武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合	… 29
5	アンケート概要	… 30
6	「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」応募状況	… 31

武蔵村山市の中学１年生の１人平均むし歯数の推移

年度	本市平均本数	２６市平均	東京都平均	２６市中順位
平成２１年度	2.42本	1.29本	1.26本	２６位
平成２２年度	2.26本	1.27本	1.19本	２６位
平成２３年度	1.51本	1.2本	1.11本	２２位
平成２４年度	1.48本	1.13本	1.03本	２１位
平成２５年度	1.41本	1.00本	0.93本	２５位
平成２６年度	1.38本	0.94本	0.83本	２６位
平成２７年度	1.19本	0.86本	0.82本	２４位
平成２８年度	1.29本	0.86本	0.8本	２２位
平成２９年度	0.9本	0.8本	0.75本	２０位
平成３０年度	0.95本	0.73本	0.69本	２３位
令和元年度	1.29本	0.72本	0.68本	２６位
令和２年度	0.97本	0.69本	0.63本	２４位
令和３年度	0.86本	0.6本	0.55本	２２位
令和４年度	0.87本	0.57本	0.53本	２５位

※ 各年度の「東京都の学校保健統計書」（東京都教育庁地域教育支援部義務教育課）より



定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 元 年 度	A小	71.1	20.4	91.5
	B小	37.0	50.0	87.0
	C小	49.4	34.3	83.6
	D小	41.6	14.1	55.8
	E小	53.6	18.7	72.3
	F小	48.1	14.7	62.7
	G小	61.4	15.2	76.5
	H小	40.6	18.8	59.4
	I小	46.1	35.1	81.2

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 2 年 度	A小	65.2	22.2	87.4
	B小	39.0	39.7	78.7
	C小	34.8	45.7	80.5
	D小	45.5	13.8	59.4
	E小	48.7	23.8	72.5
	F小	51.6	14.2	65.8
	G小	61.6	2.3	63.9
	H小	43.7	23.4	67.2
	I小	55.4	30.9	86.4

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 3 年 度	A小	70.3	17.6	87.9
	B小	44.8	36.1	80.9
	C小	47.1	39.5	86.5
	D小	46.2	14.2	60.4
	E小	50.8	22.1	73.0
	F小	50.2	16.5	66.8
	G小	59.5	6.5	66.0
	H小	36.4	33.9	70.3
	I小	64.4	22.6	87.0

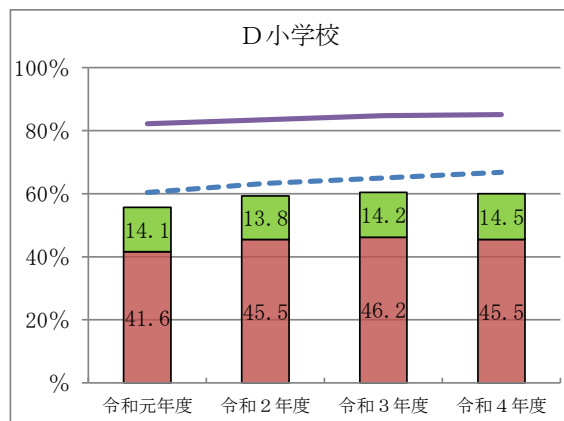
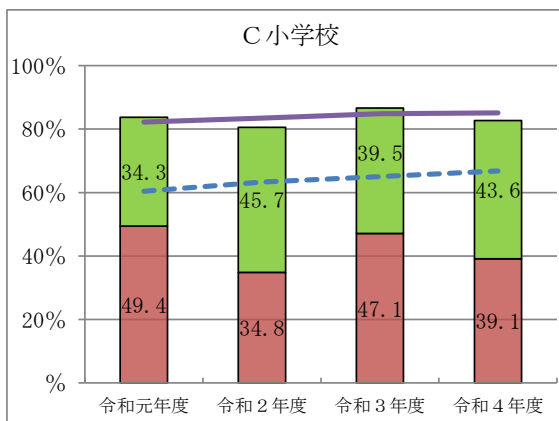
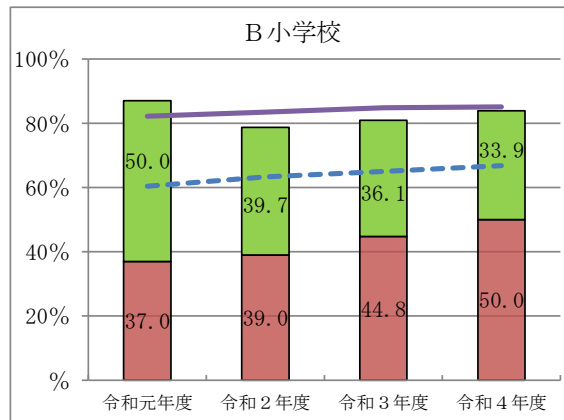
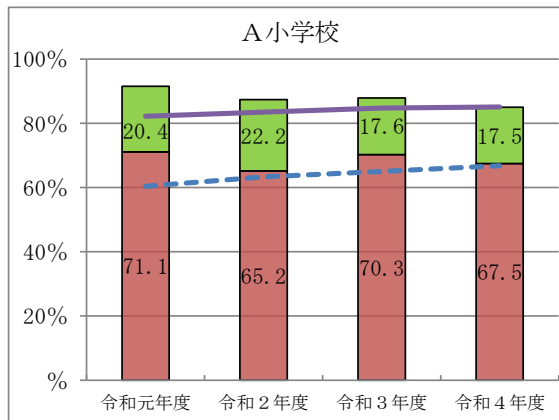
年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 4 年 度	A小	67.5	17.5	85.0
	B小	50.0	33.9	83.9
	C小	39.1	43.6	82.7
	D小	45.5	14.5	59.9
	E小	63.4	17.2	80.6
	F小	50.8	17.8	68.6
	G小	60.9	3.6	64.4
	H小	46.8	25.3	72.1
	I小	73.7	15.1	88.8

※ 「むし歯ゼロ率」とは、健診時における「完全むし歯ゼロ者」の割合をいう。

※ 数値は小数点第二位を四捨五入。

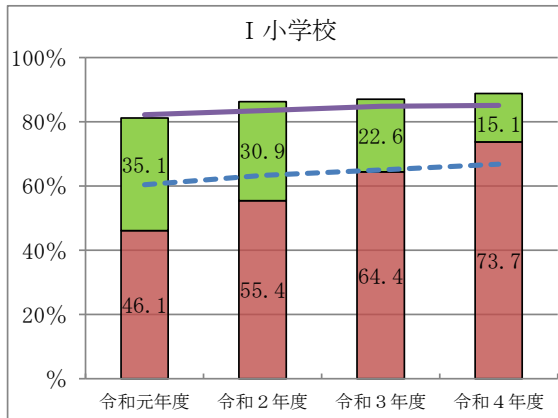
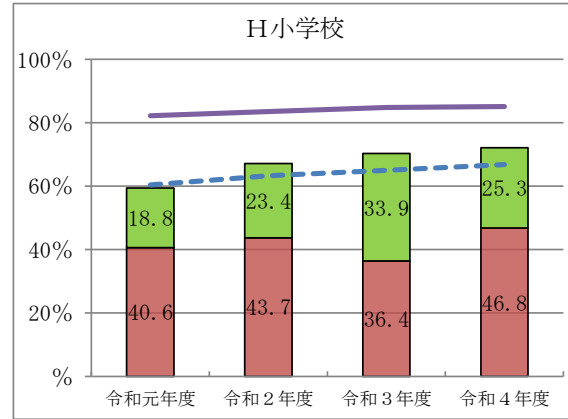
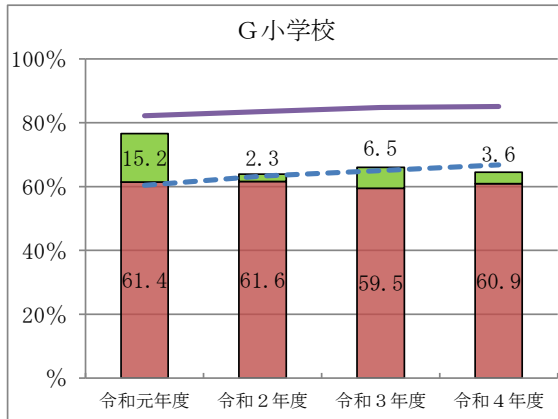
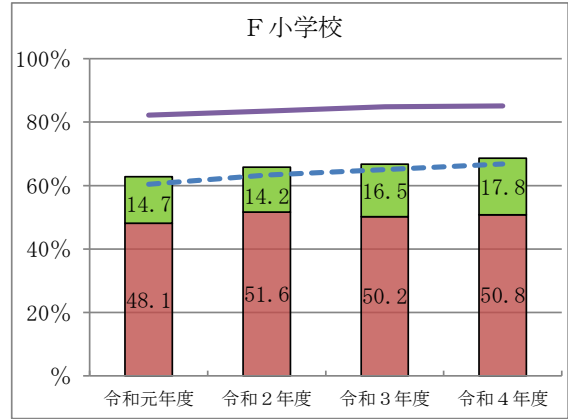
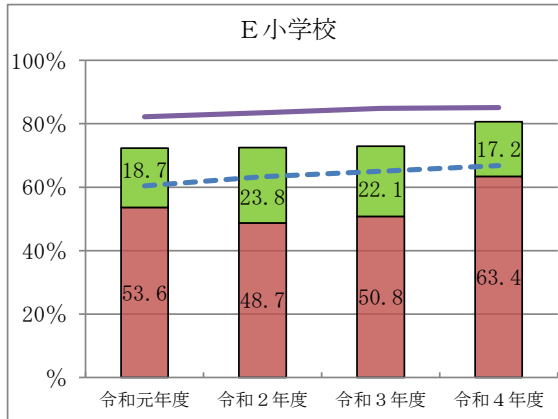
各グラフ凡例

- 処置完了率
- むし歯ゼロ率
- むし歯ゼロ率+処置完了率（26市）
- - むし歯ゼロ率（26市）



各グラフ凡例

- 処置完了率
- むし歯ゼロ率
- むし歯ゼロ率+処置完了率（26市）
- - むし歯ゼロ率（26市）



定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 元 年 度	A中	58.0	25.4	83.3
	B中	44.6	21.6	66.2
	C中	50.0	31.1	81.1
	D中	40.9	47.2	88.1
	E中	58.2	27.8	86.0

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 2 年 度	A中	59.4	27.2	86.6
	B中	53.3	18.5	71.8
	C中	51.7	19.3	71.0
	D中	61.3	31.9	93.2
	E中	65.0	20.4	85.4

年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 3 年 度	A中	61.3	24.9	86.2
	B中	57.4	9.3	66.7
	C中	42.5	17.3	59.8
	D中	63.2	31.3	94.6
	E中	62.4	22.5	84.9

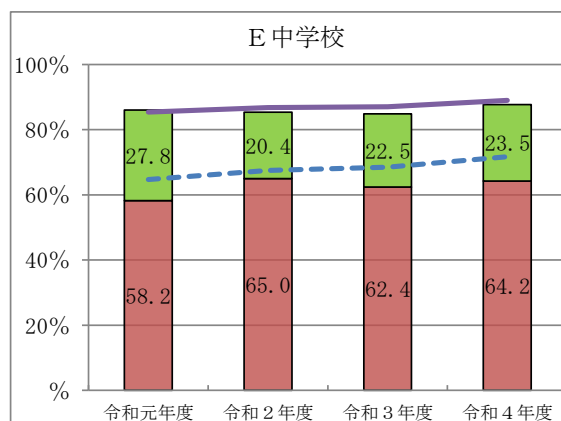
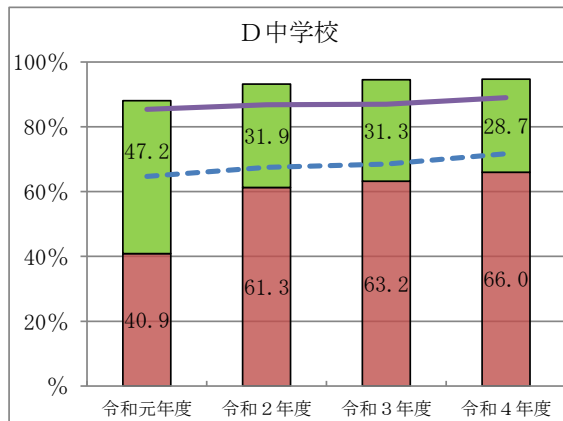
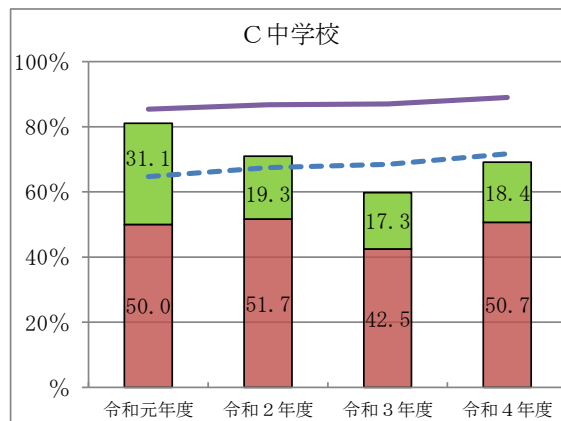
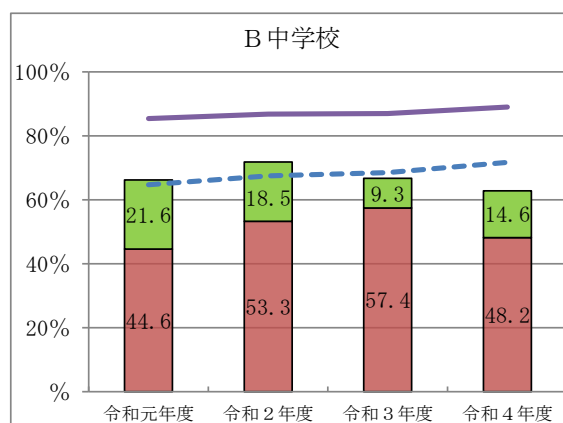
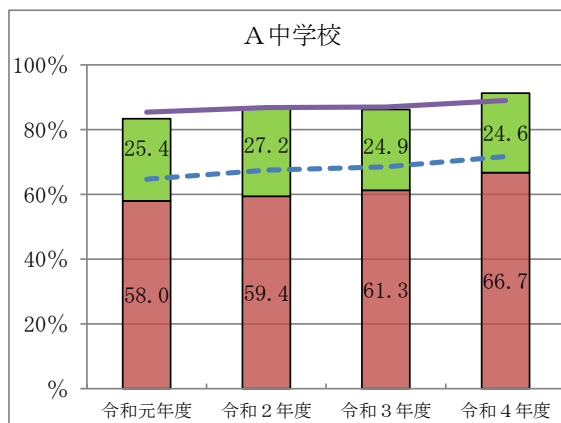
年 度	学校名	むし歯 ゼロ率	処 置 完了率	合 計
令和 4 年 度	A中	66.7	24.6	91.3
	B中	48.2	14.6	62.8
	C中	50.7	18.4	69.2
	D中	66.0	28.7	94.7
	E中	64.2	23.5	87.7

※ 「むし歯ゼロ率」とは、健診時における「完全むし歯ゼロ者」の割合をいう。

※ 数値は小数点第二位を四捨五入。

各グラフ凡例

- 処置完了率
- むし歯ゼロ率
- むし歯ゼロ率+処置完了率（26市）
- むし歯ゼロ率（26市）



武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合

● 1歳6か月児健康診査時

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	558人	528人	10人	1.9%	1.1%
平成30年度	543人	517人	8人	1.5%	0.9%
令和元年度	529人	499人	5人	1.0%	0.8%
令和2年度	558人	513人	12人	2.3%	0.8%
令和3年度	503人	493人	2人	0.4%	0.6%
令和4年度	460人	428人	6人	1.4%	0.5%

出典：各年度の「東京の歯科保健－東京都歯科保健医療関係資料集－」（東京都保健医療局）より

● 2歳児歯科健康診査時（本市独自事業）

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	570人	473人	22人	4.7%	—
平成30年度	569人	465人	16人	3.4%	—
令和元年度	501人	435人	20人	4.6%	—
令和2年度	612人	438人	13人	3.0%	—
令和3年度	489人	404人	14人	3.5%	—
令和4年度	488人	426人	8人	1.9%	—

● 3歳児健康診査時

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	617人	556人	75人	13.5%	9.4%
平成30年度	605人	570人	83人	14.6%	8.2%
令和元年度	552人	514人	54人	10.5%	7.6%
令和2年度	518人	515人	70人	13.6%	7.2%
令和3年度	656人	626人	71人	11.3%	6.1%
令和4年度	529人	515人	44人	8.5%	5.0%

出典：各年度の「東京の歯科保健－東京都歯科保健医療関係資料集－」（東京都保健医療局）より

アンケート概要

対象者：市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者

回答期間：令和5年7月10日から7月28日まで

回答方法：電子（オンライン）による回答

アンケート回答人数

	回答人数	在籍者数	回答率
小学校低学年（1～3年生）	441人	1813人	24.32%
小学校高学年（4～6年生）	338人	1950人	17.33%
中学校	266人	2001人	13.29%
合計	1045人	5764人	18.13%

※在籍者数は、令和5年7月31日時点

番号	アンケート項目	選択肢
	お子様の通っている学校名、学年を教えてください。	学校名、学年
1	お子様は、いつ歯を磨きますか。	朝、昼、夜、その他（ ）
2	お子様の歯磨きの頻度はどのくらいですか。	毎日、ほとんど毎日、時々、1週間に1回、その他（ ）
3	お子様は、歯磨き粉を使用していますか。	使用している、使用していない、その他（ ）
4	お子様は、甘い飲み物を摂取しますか。	毎日飲む、時々飲む、あまり飲まない、飲まない、その他（ ）
5	お子様は、甘いお菓子を摂取しますか。	毎日食べる、時々食べる、あまり食べない、食べない、その他（ ）
6	お子様は、歯科医院へはどんなときに行きますか。	歯科健診でお知らせをもらった時 歯が痛くなったとき 定期的に行く、その他（ ）
7	お子様の歯に、むし歯ができたと言われたらどうしますか。	痛くなければ歯科医院に行かない すぐに歯科医院に行く その他（ ）
8	お子様に、治療していないむし歯ありますか。	有、無
9	保護者様は口や歯の健康に関心がありますか。	関心ある、関心ない、その他（ ）
10	保護者様によるお子様の歯磨き仕上げを行っていますか。	行っている、行っていない、その他（ ）
11	保護者様が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、お子様の歯間部の清掃を行っていますか。	行っている、行っていない、その他（ ）

「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」 応募状況

◎主催 東京都学校歯科医師会 （平成２６年度から東京都歯科医師会から移管されました。）

		平成１０年度	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度	１８年度
小学校	参加校数	３	３	４	２	３	３	５	３	３
	作品数	６	４０	２０４	５５	２４	５３	８６	２１	６
中学校	参加校数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	作品数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	参加校数	６	３	４	２	３	３	５	３	３
	作品数	３	４０	２０４	５５	２４	５３	８６	２１	６

		平成１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
小学校	参加校数	１	４	５	２	４	７	６	６	５
	作品数	９	１２	３５	１０	４１	２４	５８	１６５	７８
中学校	参加校数	—	１	２	１	１	０	３	３	２
	作品数	—	４	２	１	５	０	８	１１	７
合計	参加校数	１	５	７	３	５	７	９	９	７
	作品数	９	１６	３７	１１	４６	２４	６６	１７６	８５

		平成２８年度	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
小学校	参加校数	６	６	４	５	５	３	３
	作品数	７０	６７	２１	２３	３５	１６	７
中学校	参加校数	２	３	２	２	４	３	２
	作品数	３	４５	５４	５１	６１	７	４
合計	参加校数	８	９	６	７	９	６	５
	作品数	７３	１１２	７５	７４	９６	２３	１１

※ 資料提供：武蔵村山市歯科医師会

※ 平成２６年度から「歯の衛生週間ポスターコンクール」から「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」に名称変更。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の
健康づくり推進プラン
～むし歯ゼロプラン～
(令和6年度～令和10年度)

発行年月／令和6年3月

発行／武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)



武蔵村山市

令和五年度 武蔵村山市立小学校卒業証書授与式 教育委員会告辞（案）

本日ここに、武蔵村山市立〇〇小学校の令和五年度卒業証書授与式が举行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、卒業証書を手にし、小学校を卒業する喜び、四月から始まる中学校生活への期待に、胸を弾ませていることと思います。励まし合い、支え合った友達、親身になって指導してくださった先生方、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、小学校生活を通じてお世話になった多くの方々への感謝の気持ちも胸一杯に抱えていることと思います。

さて、昨年は、大谷翔平選手がMVPを獲得したワールドベースボールクラシックにはじまり、バスケットボールワールドカップ、ラグビーワールドカップ等、数多くの競技で世界大会が開催されたスポーツイヤーでした。日本代表選手の躍動する姿は多くの人を魅了し、私たちに感動と勇気を与えてくれました。今、代表的なスポーツ大会を三つ挙げましたが、実はある共通点があることに皆さん気付きましたか。実は、これらの日本代表チームには、様々な国籍やルーツをもった選手が日本代表選手として大会に出場し、日本チームの躍進を支えていたのです。WBCのラズ・ヌートバー選手、ラグビーのリーチマイケル選手、バスケットボールのジョシュ・ホーキンソン選手等、彼ら外国出身選手の活躍がチーム躍進に与える影響力は大きかったと思います。

さまざまな価値観を共有する「多様性」が今日の日本社会では当たり前になりつつあります。未来社会を生きる卒業生の皆さんには、今、紹介した日本代表チームのように、困難な壁を乗り越えるために、多様な能力を集結するとともに、多様性の強みを生かしながら連携・協力して行動を起こすことが大切であることを心に留めてもらいたいと思います。そして、多様性を活力とした協働により、様々な社会問題の解決に貢献する立派な成人へと成長することを期待しています。

そのために、今後も人種や国や文化の違いを受け止め、身の回りの豊かな多様性を認め合うことを通じて自分の感性を磨いてほしいと願っています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。成長した子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。この六年間、本市の教育活動に温かい御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びに、今日まで御指導くださいました校長先生をはじめ教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えを賜りました地域の皆様に厚く御礼申し上げます、教育委員会の告辞といたします。

令和六年三月二十二日

武蔵村山市教育委員会

（1, 153文字）

令和五年度 武蔵村山市立中学校卒業証書授与式 教育委員会告辞（案）

本日ここに、武蔵村山市立第〇〇中学校の令和五年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、中学校三年間、義務教育九年間の全課程を修了し、ここに卒業証書授与式を迎えることができました。

互いに励まし合い、支え合った友達のこと、親身になって指導してくださった先生方のこと、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、今、皆さんは多くの人たちとの思い出を噛みしめていることでしょう。その思い、感謝の気持ちを忘れずに、新たな道に出発してほしいと思います。

さて、昨年はスポーツ、文化・芸術の各分野において歴史に刻まれる偉業の達成により、多くの国民に夢と感動を、社会に明るい希望を与える出来事が数々ありました。その中の一つとして、前人未到の金字塔、将棋八冠全制覇を、若干二十一歳にして成し遂げた将棋棋士の藤井聡太さんの活躍を思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。

藤井さんの強さの要因の一つに、AIを活用し、将棋の研究をしていることが挙げられています。藤井さんは実戦で想定される局面をAIで下調べしてから対局に臨むことで、誰も予想がつかない革新的な一手を打つことができ、勝利を積み重ねてきたのです。

その一方で、藤井さんには心掛けていることがあります。それは、「AIに安易に頼ることなく、納得いくまで考え抜く」ということです。藤井さん曰く、それをおろそかにすると自分の将棋を見失うのだそうです。

未来社会は、今よりもさらにAI全盛の時代になります。そのAIの活用により革新的なアイデアが生み出され、複雑で多様な社会問題を解決することができると期待されています。しかし、導き出された数多のアイデアはあくまでも解決するためのヒントであって、答えではありません。選んだり、組み合わせたり、掛け合わせたり、最終的に自分自身で考え、判断する必要があります。

皆さんは義務教育九年間での学びの中で、他者と議論することで広い視野と多角的に物事を捉える力を身に付けるとともに、自分自身で考える力を磨いてこられました。また、何事においても「最後は自分で考え、判断する」ことの大切さを知ることができたのではないのでしょうか。卒業し、次のステージにおいても、考える力を常に磨き続け、鍛えてきた思考力を駆使し、自らの未来を切り拓くとともに、持続可能な社会づくりに貢献できるよう、さらなる成長を遂げることを願っています。皆さんならきつとできる。きつとされる。そう信じています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。義務教育を修了し、卒業証書を手にした子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。また、これまで、本市の教育活動に温かい御支援と御協力を賜りましたこと厚く感謝申し上げます。今後とも引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今日まで御指導くださいました、校長先生をはじめ、教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えをくださいました地域の皆様に厚く御礼を申し上げ、教育委員会の告辞といたします。

令和六年三月十九日

武蔵村山市教育委員会